

指定訪問リハビリテーション、
及び指定介護予防訪問リハビリテーション
ル・サンテリオン東郷のご利用案内
(重要事項説明書 令和5年4月1日)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・運営主体	社会福祉法人敬仁会 理事長 藤井一博
・施設名	ル・サンテリオン東郷
・開設年月日	平成30年12月1日
・所在地	鳥取県東伯郡湯梨浜町野花443-1
・電話番号	0858-32-2570(訪問リハビリ)
・ファックス番号	0858-32-2574
・医師	須江秀一
・管理者(施設長)	今田悌雅
・介護保険指定番号	3151480286号
・事業内容	指定訪問リハビリテーション 指定介護予防訪問リハビリテーション

(2) 訪問リハビリテーションの目的

要介護状態・要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持、回復または向上を目指します。

この目的に沿って、ル・サンテリオン東郷では、以下のような基本理念を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) ル・サンテリオン東郷の基本理念

- ご利用者の尊厳を守り、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。
- ご家族と地域の人々と協力し、高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活が続けられるよう各種事業の連携を図り包括的に支援します。

(4) 施設の職員体制

職種	人員	業務内容
管理 者	1名(兼務)	施設従事者の管理等を一元的に行う。
医 師	1名(兼務)	利用者の診療、従事者へ指示を行う
理学・作業療法士 および言語聴覚士	1名以上 (兼務)	利用者の理学療法・作業療法・言語療法、機能訓練、計画書の作成を行う。

*上記人員数を下回らないものとします。

*理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等、取得加算に合わせて適正に配置します。

(5) 利用条件

- ・要支援1～2、要介護度1～5のご利用者
- ・病状が安定しており、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められるご利用者
- ・要支援1・2の方は介護予防サービスのご利用が出来ます。

2. サービス内容

(1) サービス計画の作成

(訪問リハビリテーション計画書、予防訪問リハビリテーション計画書)

訪問リハビリで行うリハビリテーションサービスはご利用者・ご家族の希望を十分に取り入れ居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画表にとって作成します。計画の内容については説明し、同意を得た上で交付します。

3. 利用料金

(1) 基本料金・その他の料金

- ・別紙「ル・サンテリオン東郷利用料金表」をご参照ください。

(2) 支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を送付します。その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、金融機関口座自動引き落とし（山陰合同銀行、鳥取銀行ゆうちょ銀行、JA鳥取中央）でお願いいたします。
- ・金融機関口座自動引落とし日は毎月20日にしております。20日が土曜日・日曜日または祝祭日となる月は、次の営業日が引き落とし日となります。

- ・20日に引落としが出来なかった時は、27日に再引落としをさせて頂きます。27日が土曜日、日曜日また祝祭日となる月は上記と同様となります。
- ・その他のお支払い方法についてはご相談に応じます。ただしその月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

4. 個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)について

別紙①「社会福祉法人敬仁会 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」をご参照下さい。

(2) 個人情報の利用目的の特定について

別紙②「個人情報の利用目的の特定について」をご参照下さい。

(3) 利用者の個人情報の取り扱い方針

①電話での利用者のサービス利用のための問い合わせは緊急時以外お答えしておりません。

②利用者の病状、ご様子の説明はご本人、ご家族にお伝えすることとしておりますが、特定の方だけに伝えてほしい場合などはご相談下さい。

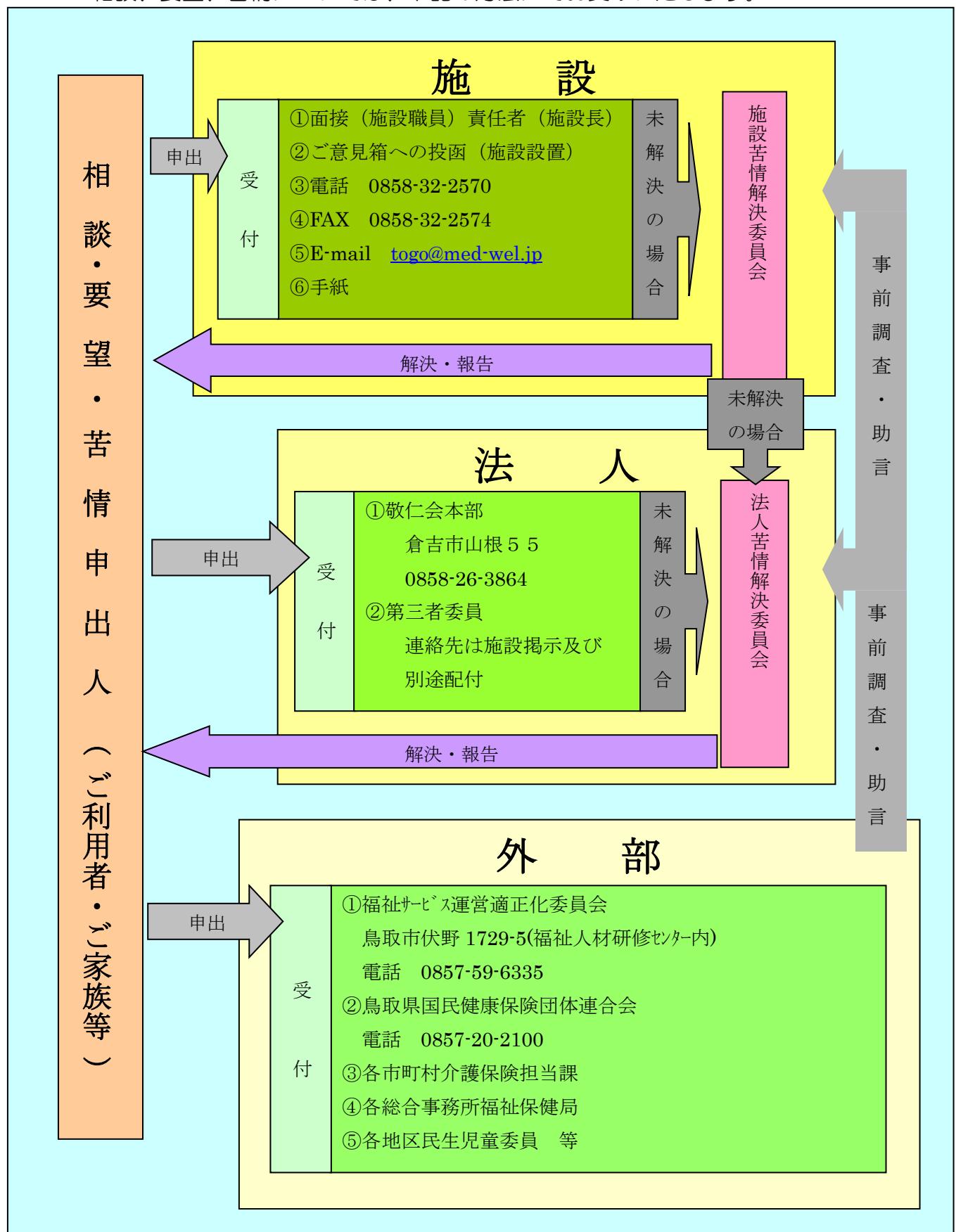
5. ご利用者の権利について

当施設では、介護保険法第73条の規定にしたがい、ご利用者の権利を保障し、これを実現することに努めます。

別紙③「ご利用者の権利について」をご参照下さい。

6. サービス内容に関する相談、要望、苦情について

- ・相談、要望、苦情については、下記の方法にてお受けいたします。



【ル・サンテリオン東郷利用に当たっての留意事項】

ご利用にあたって、利用者の療養生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

1) 介護保険被保険者証等の確認

- ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。利用時には介護保険被保険者証のコピーをお預かりします。
- 要介護認定には有効期間があります。認定の有効期間を経過したときは保険給付を受けられませんので、その間は全額自己負担となります。介護保険被保険者証にて有効期間をご確認のうえ、介護支援専門員と連携して市町に要介護認定の更新申請をしてください。更新・変更申請後、新しい介護保険被保険者証が交付されましたらご提示ください。

2) 事故発生の防止及び発生時の対応について（転倒・転落・誤嚥・誤飲など）

- 事故の発生又はその再発を防止するため、事故発生の防止のための指針を整備しております。また、指針に基づく必要な措置を適切に実施するための担当者を置いて、事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を行います。
- ご利用者個々の身体的、精神的状態を考慮し、またご本人・ご家族と相談をしながら事故が起きないように支援をさせていただいております。
ただし、状況により防ぐことが出来ない事故が起こりうる可能性がある事をご理解いただき、ご利用をお願いいたします。
サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、施設の責に帰さない事由による場合はこの限りではありません。

3) 非常災害対策について

- 非常災害時においては、ご利用者の安全第一を優先し、適切な対応に努めます。
- 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災等に関する計画を作成します。また、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、ご利用者及び職員に対し周知を図ります。

4) 衛生管理及び感染症対策について

- ご利用者と施設の衛生管理に努めるとともに感染症が発生し、又はまん延しないように対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、そ

の結果について、職員に周知いたします。

- ・施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的に行います。状況によりご利用者・ご家族等に手指消毒・マスク着用をお願いすることがございますので、その際はご協力下さい。

5) 身体の拘束について

- ・ご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ・身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を設置し、月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知を図ります。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、介護職員その他職員に対し、必要な研修を定期的に行います。

6) 業務継続計画の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、定期的に業務継続計画の見直しを行います。
- ・職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

7) 職場におけるハラスメント対応について

- ・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動に対し必要な措置を講じます。
- ・職員や他の利用者に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為などは固くお断りいたします。

8) 虐待防止に関する事項について

- ・ご利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知します。

- ・虐待を防止するための措置を適切に実施するための担当者を設置し、定期的な研修を実施します。

9) その他

- ・職員に対するお心付けは、固くご辞退させていただきます

7. その他

社会福祉法人敬仁会の運営する他の施設

- (1) 地域ケアセンター マグノリア
- (2) 介護老人福祉施設 ル・ソラリオン
- (3) 介護老人福祉施設 ル・ソラリオン名和
- (4) 介護老人福祉施設 ル・ソラリオン葛飾
- (5) 介護老人福祉施設 ル・ソラリオン西新井
- (6) 介護老人福祉施設 ル・ソラリオン綾瀬
- (7) 介護老人保健施設 ル・サンテリオン
- (8) 障がい者支援施設 敬仁会館
- (9) 救護施設 ゆりはま大平園
- (10) 救護施設 よなご大平園
- (11) 保育所 ババール園
- (12) 保育所 あやせババール園
- (13) 保育園 よどえババール園
- (14) 保育所 上井保育園
- (15) 養護老人ホーム シルバー倉吉

以上、サービス利用にあたり、利用者に対して本書面に基いて重要な事項を説明しました。なお、このご案内にて説明させて頂いた内容につきましては、サービスの見直し、ご利用料金、法制度、事業の内容変更によりご利用案内（重要事項説明書）が変更となりますのでご了承下さい。

指定（介護予防）訪問リハビリテーションル・サンテリオン東郷

説明者 :

「指定訪問リハビリテーション、及び指定介護予防訪問リハビリテーションル・サンテリオン東郷のご利用案内」（重要事項説明書令和5年4月1日現在）の説明を受けて、サービス利用について同意いたします。

同意日 令和 年 月 日

利用者 [住 所]

[氏 名] 印

(代筆者) (続柄)

別紙①

(1) 社会福祉法人敬仁会 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

①基本方針

社会福祉法人敬仁会（以下「法人」という。）は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドライン（以下、「法令等」という）を遵守し、個人情報の保護を図ることをお約束いたします。

②個人情報の適正な取得

法人は、個人情報を適正・適法な手段で取得いたします。

③利用目的の特定

法人は、個人情報の取扱いにあたり、利用目的をできる限り特定するとともに、法令等に規定されている場合を除いて明示した利用目的以外での利用はいたしません。仮に、明示した利用目的外にて個人情報を利用する場合には、事前にご本人の同意を得ます。

④個人情報の第三者への提供

法人は、法令等に規定されている場合及びご本人の事前同意を得た場合を除き、第三者に個人情報を開示・提供いたしません。

⑤個人情報取扱に関する苦情への対応

法人は、個人情報の取扱に関して苦情が寄せられた時は、適切かつ速やかに対応します。

⑥個人情報の開示、訂正、利用停止等

法人は、ご本人から個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用停止等を求められたときには、所定の手続きに従って速やかに対応いたします。法令等により対応しかねる場合は、速やかに通知いたします。

⑦個人情報の維持・更新

法人は、保有する個人情報を利用目的範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

⑧個人情報保護対策

法人は、個人情報の漏えい・紛失・改ざんの防止のほか、個人情報の安全管理のために合理的かつ適切な措置を迅速に行います。

別紙②

（2）個人情報の利用目的の特定について

社会福祉法人 敬仁会（以下「法人」という。）は、取得したご利用者及びそのご家族の個人情報に関する利用目的を以下のとおり特定します。

1. 法人内部での利用

- ①利用者等に提供する福祉サービス
- ②法人の管理運営業務
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・費用の請求及び収受に関する事務
 - ・事故等の内部報告
 - ・福祉サービスの向上のための資料
 - ・実習への協力及びケース研究

2. 法人外部への福祉サービスに付随する情報提供

- ・医療機関、福祉施設等との連携
- ・医療機関、福祉施設等への照会に対する回答
- ・外部の医師等に意見・助言を求める場合
- ・給食等の業務委託
- ・家族等への状況説明
- ・費用の請求及び収受に関する事務

3. 利用目的による制限の例外

- ①法令に基づく場合（別表省略）
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

別紙③

(3) 「利用者の権利について」

ご利用者は、当施設内のサービス提供に関して以下の権利を有します。

またこれらの権利行使することによって、ご利用者はいかなる人権侵害も受けることはありません。

- ご利用者は、当施設で利用できるサービスの種類・内容・その費用負担およびこれを利用するときの権利と、遵守しなければならない当施設の義務について知る権利を有します。
- ご利用者は、サービス提供方法の決定過程に参加し、自己選択・自己決定する権利を有します。
- ご利用者は、サービス提供上において独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利を有します。
- ご利用者は、虐待および身体的、精神的拘束からの自由の権利を有します。
- ご利用者は、サービス提供上においていかなる差別を受けない権利を有します。
- ご利用者は、提供するサービスに対しての苦情要望等があれば、いつでも相談申出窓口担当者、敬仁会運営適正化委員会、その他関係市町に申し出る権利を有します。

上記事項については「7. サービス内容に関する相談、要望、苦情について」をご参考下さい。

また、ご利用者の権利擁護に関する相談や問い合わせ等については、当施設支援相談員までお気軽にご相談下さい。

関係法律条項（介護保険法）について

（指定訪問リハビリテーション事業の基本方針）

【第75条】

指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法士、作業療法士その他必要なりハビリテーションをおこなうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。